

特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の 取得予定資産の明細書（震災特例法20、旧震災特例法28）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第20条第1項（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が令和2年改正法第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和2年旧震災特例法」といいます。）第28条第1項（連結法人の特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 この明細書は、当期に譲渡した特定の資産のうち特別勘定を設けたものが2以上ある場合には、それぞれの資産ごとに別葉に記載します。
- 3 「法人名」欄は、適用を受けようとする単体法人又は連結法人に係る連結親法人の名称を記載し、その連結法人の名称をかつこの中に記載します。
- 4 「法人の所在地」欄は、適用を受けようとする法人が単体法人又は連結親法人の場合には、納税地を記載します。
- 5 「代表者の氏名」欄は適用を受けようとする単体法人、連結親法人又はその連結子法人の代表者の氏名を記載します。
- 6 「譲渡資産の明細」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「種類1」は、譲渡資産の種類（土地、建物（その付属設備を含みます。）、構築物の別）を記載します。
 - (2) 「規模3」は、譲渡資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を記載します。
- 7 「特別勘定金額の計算」の各欄は、譲渡した特定の資産のうち特別勘定を設けたものが一つの場合には、別表十三（五）「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書」の「特別勘定に経理した金額37」、「繰入限度超過額39」、「当初の特別勘定の金額41」の金額を移記します。また、特別勘定を設けた資産が2以上ある場合には、各資産の金額を個別に計算して記載します。
- 8 「震災特例法第19条第1項又は旧震災特例法第27条第1項の表の該当号8」には、取得予定資産について適用を受けることとしている条文及び表の該当番号を記載します。
- 9 「取得予定資産の明細」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「種類9」及び「構造10」は、取得予定資産が減価償却資産の場合には耐用年数省令別表に定めるところに準じて記載します。
 - (2) 「所在地11」は、取得予定資産の所在することとなる予定地を記載します。
 - (3) 「規模12」は、取得予定資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を、機械及び装置等にあつては処理能力等を記載します。
- 10 「その他参考となるべき事項」欄には、取得予定資産の取得予定価額など震災特例法第20条又は令和2年旧震災特例法第28条の規定の適用に関し参考となるべき事項を記載します。